

## 滋賀労働局からのお知らせ

労働保険料の 令和4年度 第1期分・全期分の  
納期限は **7月11日(月)** です。

「令和4年度 年度更新」の手続きをしていただきました事業のうち、

- 令和3年度 確定労働保険料の不足額
- 令和4年度 概算労働保険料 第1期分（または全期分）
- 令和4年度 一般拠出金

の納付が必要な事業につきましては、**7月11日(月)までに納付をお願いします。**

### 【納付方法】

**納付書による納付**・・・年度更新申告書に付属の納付書で最寄りの金融機関（銀行、郵便局等）にて納付してください。

なお、年度更新手続きいただく際に“**事業場を管轄する※労働基準監督署**”、“**滋賀労働局労働保険徴収室**”でも納付することができます。

〔※ 労働基準監督署では、労働保険番号の所掌が“3”の保険関係についての労働保険料の納付はできません〕

**電子納付の場合**・・・e-Gov電子申請システムを利用して納付してください。

なお、「**口座振替**」を利用している事業につきましては、**口座振替納付日が9月6日(火)**となっています。

「**口座振替事前通知**」ハガキを約3週間前頃に発送しますので、**口座残額の確認などの準備をお願いいたします。**

### 【口座振替とは】

労働保険料等の納付について、口座を開設している金融機関に**口座振替納付**の申し込みをすることで、決まった期日に届出のあった口座から自動に引き落とされて納付できる制度です。

口座振替を利用すると、金融機関に“**毎回納付に行く手間**”や“**納付忘れ**”の心配などが解消でき、**口座振替納付日も通常の納期限よりも後になるため**、期間的な“**ゆとり**”も確保できます。（手数料はかかりません）

新たに**口座振替納付**をご希望の方は、

**滋賀労働局労働保険徴収室（☎077-522-6520）**

までお問い合わせください。